

契約担当官
航空自衛隊新潟救難隊
会計班長 井上 直人

公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

品 名 (件 名)	納地 (履行場所)	納期 (履行期限)
泡消火設備総合点検	航空自衛隊新潟分屯基地	令和6年12月20日

- 2 入 札 方 式：一般競争入札
- 3 入 札 日 時：令和6年5月24日（金） 10時30分
- 4 入 札 場 所：航空自衛隊 新潟救難隊 幹部食堂
- 5 入札説明会： 有 （無）
- 6 入札参加資格：（1）予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者
（2）全省庁統一資格「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
（3）防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（4）前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にあるものであって当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
（5）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 7 保 証 金：（1）入札保証金：免除
（2）契約保証金：免除
（ただし、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額（見積もる金額の100分の5以上）を徴収する。）
- 8 入札の無効：第6項の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 9 契 約 方 法：確定契約
- 10 入 札 方 法：（1）総額決定
（2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 11 契約書の作成： （有） 無
- 12 適用する契約条項：航空自衛隊標準契約条項役務供給契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項（工事以外）の関係条項による。
- 13 契約条項を示す場所：航空自衛隊新潟救難隊会計班事務室及び新潟分屯基地ホームページ
- 14 そ の 他：（1）代理者の入札参加は、委任状を持参するものとする。
（2）郵送による入札の場合は、令和6年5月23日（木）までに必着のこと。
（3）入札参加希望者は、入札日前日までにその旨を（4）の連絡先まで通知するとともに、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出すること（FAX可）。
（4）本書記載事項の詳細については、会計班担当者まで照会されたい。
航空自衛隊新潟救難隊会計班 担当者：高倉
電話番号：（代表）025-273-9211（内線）272
FAX 番号：025-273-9212
（5）仕様書記載事項に係る質問等については、要求元担当者に照会されたい。
航空自衛隊新潟救難隊施設班 担当者：花形（内線263）

仕 様 書

1 役務名称

泡消火設備総合点検

2 履行場所

航空自衛隊新潟分屯基地

3 履行期限

令和6年12月20日

4 役務概要

(1) 泡消火設備総合点検

実施場所

第2POL及び自動車修理工場並びに格納庫

(2) 発泡試験

実施場所

第2POL

格納庫

(3) サンプリング試験

実施場所

自動車修理工場

(4) 加圧送水装置用可撓管継手及び配管交換

実施場所

第2POL及び格納庫

5 関係法令

本役務は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、泡消火設備総合点検及び消防設備の維持を実施するものである。

6 分屯基地内共通事項

請負者は、分屯基地（以下「基地」という。）において法令及び基地で定めた規則を遵守し、行動するものとする。特に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官の指示に従うものとする。

- (1) 請負者は、基地の施設への立入りに関し、必要に応じ、規則に基づく所要の手続を実施し、分屯基地司令の許可を受けるものとする。

- (2) 請負者は、基地内において履行の際に必要な場所以外への立入りは行わないものとする。
- (3) 請負者は、基地内で知り得た情報について、第三者へ漏らしてはならない。
- (4) 基地内の車両の運行については、監督官の指示に従うとともに、制限速度（時速 25 km）を厳守し運行するものとする。

7 一般共通事項

(1) 一般事項

- ア 本役務の履行にあたっては、本仕様書の記載事項によるほか、消防法及びその他関係法令に該当するものは適用すること。
- イ 役務の着手及び履行にあたっては、監督官とよく調整し、連絡不十分等による履行の誤りや遅滞などを避けるものとする。
- ウ 基地機能運用上に支障を来す不測の事態が発生した場合は、監督官の指示に従うものとする。

(2) 法令の遵守

請負者は、役務の履行にあたり、役務に関する諸規則を遵守し、円滑な進捗を図るものとする。

(3) 疑義

請負者は、図面と仕様書との内容に相違がある場合または疑いが生じた場合には、契約担当官と協議し解決するものとする。

(4) 現場管理及び安全管理

- ア 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者を選定するものとする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。
- イ 業務責任者は常駐とし、履行場所の安全衛生に関する管理責任者となり、関係法令等に従って管理を行う。ただし、別に責任者を定められた場合は、これに協力するものとする。
- ウ 業務責任者は、業務担当者に業務目的、作業内容及び監督官の指示事項等を伝え、その周知徹底を図るものとする。
- エ 業務責任者は、全作業員を対象とした安全教育等を実施し、常に履行の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めなければならない。
- オ 業務責任者は、常に履行場所の整理整頓を行い、特に、危険箇所の点検を行う等、事故の未然防止に努めなければならない。

(5) 発生材の処置

金属類は、監督官の指示する場所に運搬、整理保管し、発生材報告書及び発生材調書を添えて、監督官に引き渡すものとする。

(6) 設計図書の管理

本仕様書及び図面以外で、監督官より役務の参考として貸与された設計図書等がある場合、役務の目的以外に第三者に対して貸与、複製または閲覧させてはならない。また、役務完了後速やかに返却するものとする。

(7) データの管理

ア 請負者は、役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し処理するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、保持しないものとする。

イ 請負者は、基地内における写真撮影について、役務に必要な場所及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、提出後、完全に消去し保持しないものとする。

(8) 役務工程表の提出

ア 請負者は、役務の着手に先立ち役務工程表を作成し、監督官に提出するものとする。

イ 役務工程表を変更する必要がある場合は、役務に支障がないよう遅滞なく変更し、当該部分の履行に先立ち、監督官の承諾を受けるものとする。

(9) 役務写真

ア 請負者は、仕様書及び設計図書に基づき、工程等が適切に履行されたことが確認できる証拠書類として満足させるように撮影すること。

イ 撮影は、履行前、履行中及び履行後並びに履行に伴い隠蔽する部分を可能な限り同一方向から撮影し、編集後、監督官に提出するものとする。

(10) 他の構造物等に対する注意

役務の着手にあたって、作業場所及び既設構造物等に対して損傷を与えないように必要な処置を講ずるとともに、十分な注意を払うものとする。ただし、これにより難い場合は監督官と調整するものとする。

万一、他に損傷または汚損等を与えた場合は、請負者の負担において原状に復旧するものとする。

(11) 提出書類

請負者は、基地規則等に基づき書類を作成し、遅滞なく提出するものとする。

8 特記事項

(1) 業務責任者

業務責任者は、消防法に定める甲種2類消防設備士の資格保有者とし、十分な知識と経験を有する者とする。また、証明書の写しを提出するものとする。

(2) 請負者は、監督官の許可を受けてから、消火設備等を取り扱うものとする。

(3) 異物侵入対策

泡消火設備の部品交換する際、設備に異物侵入対策を施すものとする。

(4) 第2POLタンクへの誤放射防止措置

固定式泡放出（チャンバー）については、放出口を取り外す又は向きを変える等の措置をし、タンクへの誤放射防止をするものとする。

(5) 交換部品内容		
場所	交換部品名	交換数
第2POL	配管 (図面 13/15)	2箇所
	加圧送水装置用可撓管継手 (図面 14/15)	
格納庫	流量試験用配管 (図面 15/15)	1箇所
(6) 廃液収集		
ア 廃液は、新品の容器 (IBCコンテナ1000L) 又は同等品に移し入れるものとする。 イ IBCコンテナは外枠、パレット付き、積み重ね可能なものとする。 ウ IBCコンテナは内容量が目視で容易に確認できるものとする。 エ 放射試験により区画養生外に消火薬剤が飛散した場合、水により洗浄するものとし、廃液として収集する。 オ 廃液の量が想定より多く、コンテナに収集しきれない事態が発生した場合は請負者の負担とする。 カ 保管場所は、図面番号 8/15 のとおりとする。 キ 廃液収集については、令和6年10月31日までに完了させるものとする。		

廃液場所	廃液量		発泡試験
第2POL	移動式 放射1. 5分、放射量400 / min1. 5分×400 L=600 L	900 L	1区画
	固定式 放射1. 5分、放射量200 / min 1. 5分×200 L=300 L		
格納庫	移動式 放射1. 5分、放射量350 / min1. 5分×350 L=525 L	525 L	
合計廃液量		1425 L	

(7) 泡消火薬剤充填内容

点検場所	充填薬剤名	数量
第2POL	蛋白泡消火薬剤第一化成産業DKエアフォーム 3%	27L
格納庫	水成膜泡消火薬剤第一化成産業DKウォーター 3%	16L

(8) 消防署への申請等

消防法に基づき必要な申請書類を作成し、消防署への提出及び諸手続きは請負者で実施すること。また、検査等の際にはそれに立ち会うものとする。

(9) 点検後の処置事項

点検終了後は、各部位の取り付け位置、スイッチ及びバルブ等を正常な状態に戻し、泡消火設備を使用できる状態へ復旧する。

(10) 検査

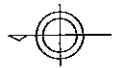
ア 請負者は、役務完了の際は、監督官と調整の上、検査官の完了検査を受けるものとする。

イ 検査官及び請負者立会いのもと、完了した箇所について、契約書、図面、仕様書及びその他の関係書類と照合し、合否の判定を受けるものとする。

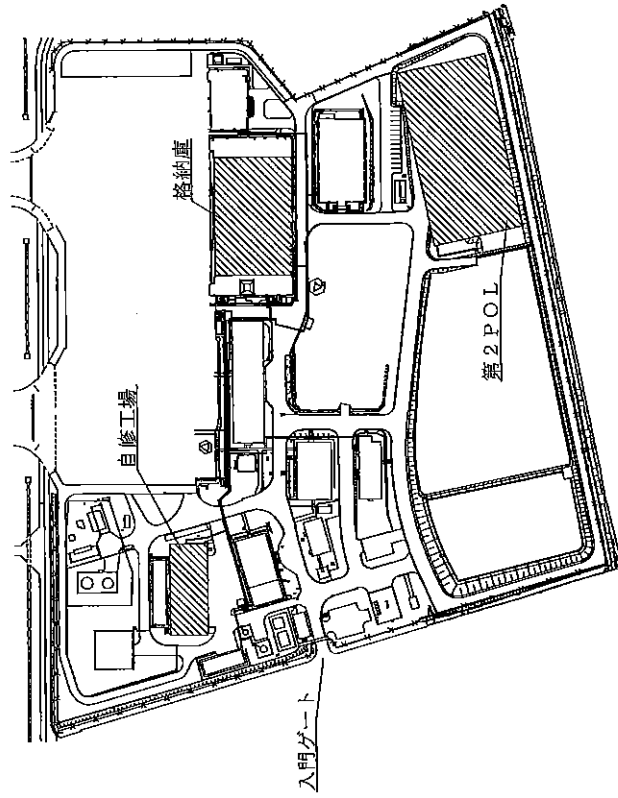
ウ 請負者は、完了検査に際し、手直し箇所が生じた場合、直ちに手直しを行い検査官の再検査を受けるものとする。

(11) 完了

検査官による全ての提出書類確認及び前号の検査終了をもって完了とする。



航空自衛隊新潟分屯基地

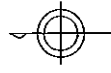


案内図 S=1/60000

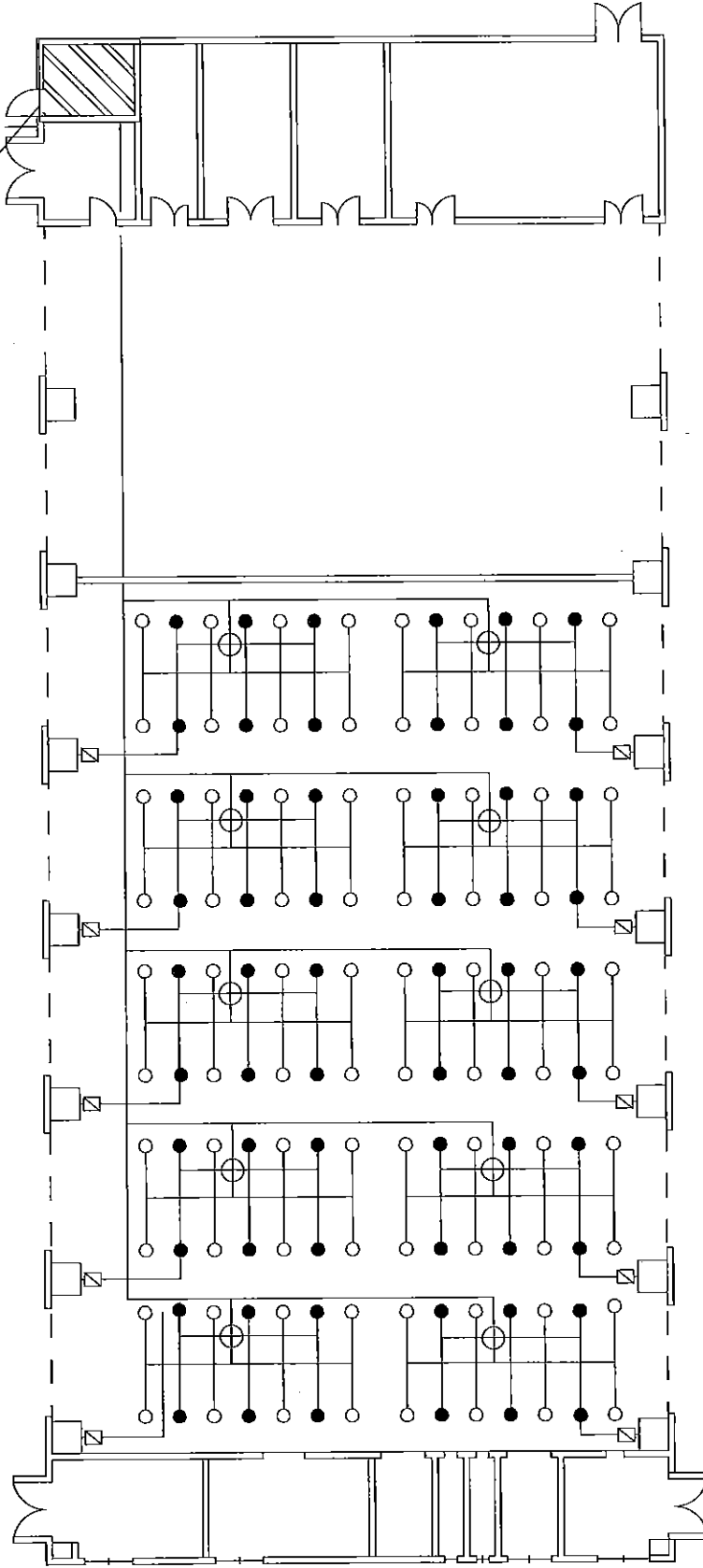
配置図 S=1/3000

工事関係者以外、不許可
工事完成後、要返却
本工事に係る図面等の貸与にあたっては、
契約書を提出し、契約書に基づき当該図
面等の管理に万全を期さなければならぬ

役務件名	泡消火設備総合点検		
種別	案内図・配置図		
縮尺		図面番号	1/15
新潟分屯基地			



機械室 (泡消火ポンプ室)



工事関係者以外不許可
工事完了後要返却

本工事に係る図面等の貸与にあたっては
契約書を提出し、契約書に添付された図
面等の管理に万全を期さなければならぬ

品名	数量
泡用感知ヘッド	60個
フォームヘッド	80個
斉開放弁	10個
手動開放弁	10個

役務件名	泡消火設備総合点検		
種別	自修工場平面図		
縮尺	図面番号	2/15	
新潟分屯基地			

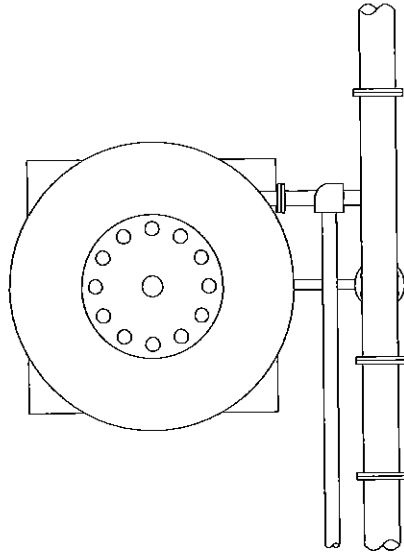
エア一抜き弁 20A

混合器

→ 齊開放弁へ

泡薬剤加圧水導入弁

液面計



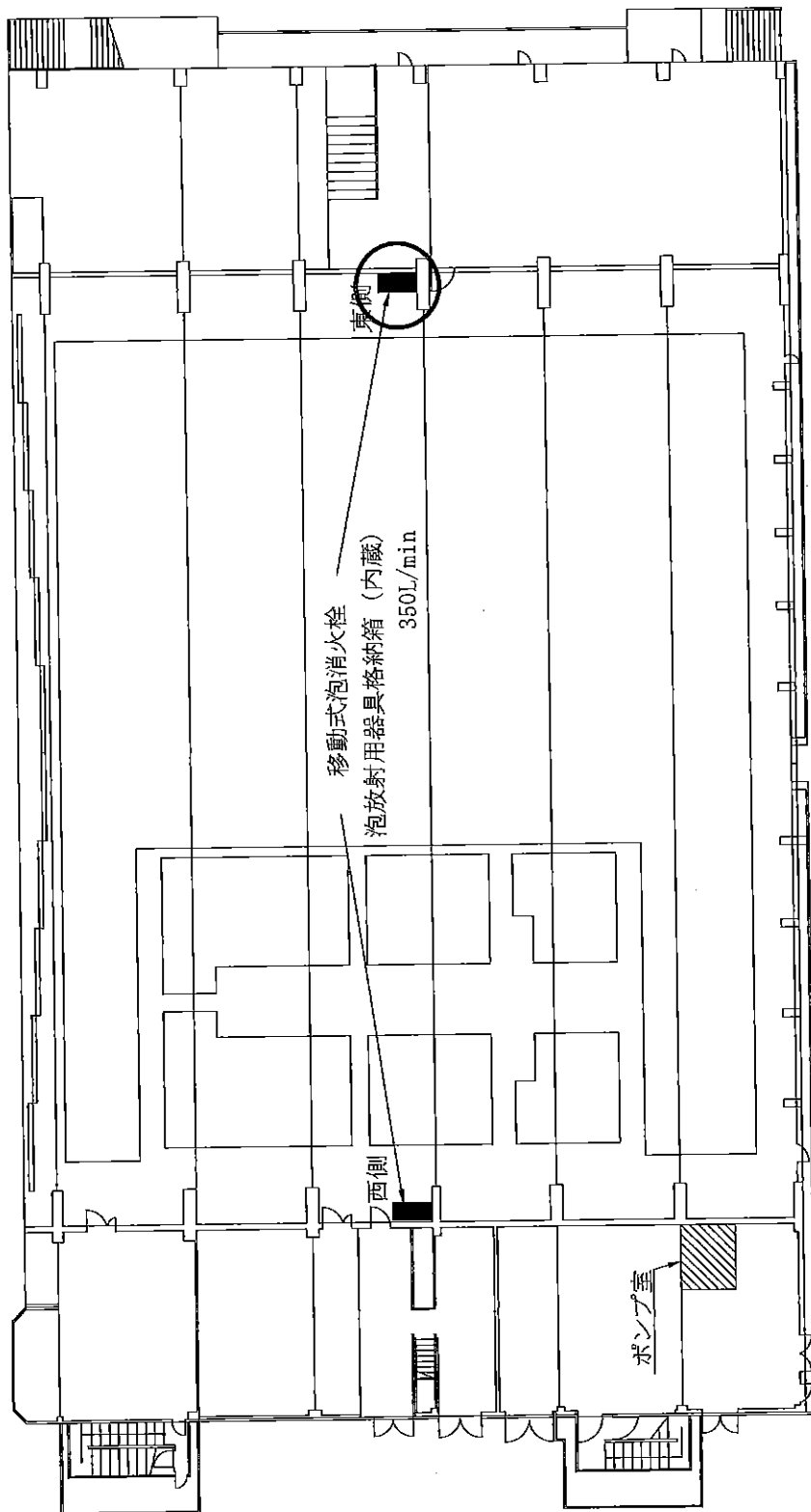
泡タンク上面

泡タンク正面

工事関係者以外不許可
工事完了後要返却

本工事に係る図面等の貸与にあたっては
誓約書に基つき当該図
面等の管理に万全を期さなければならぬ

名称	泡消火設備総合点検		
図面名	自動車修理工場 泡消火薬剤タンク		
縮尺	No scale	図面番号	4/15
新 潟 分 屯 基 地			

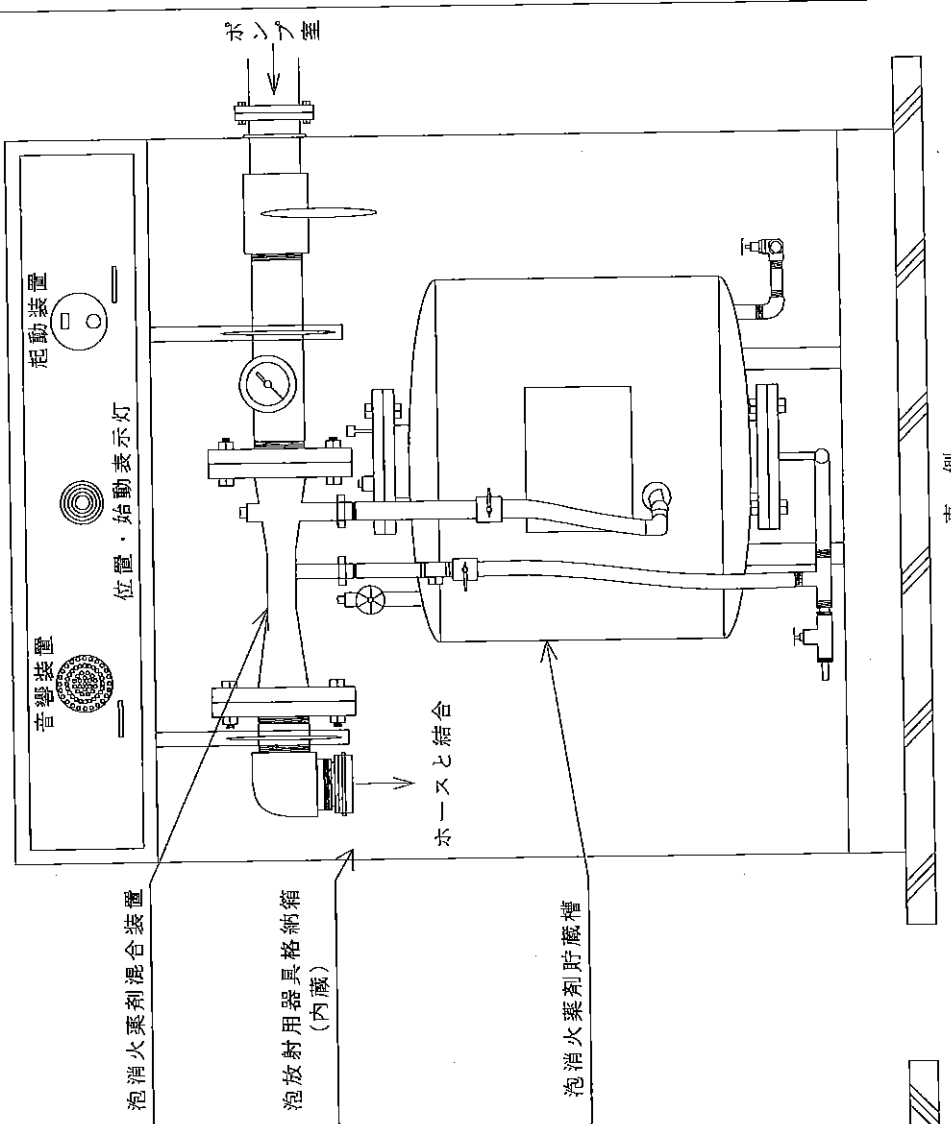
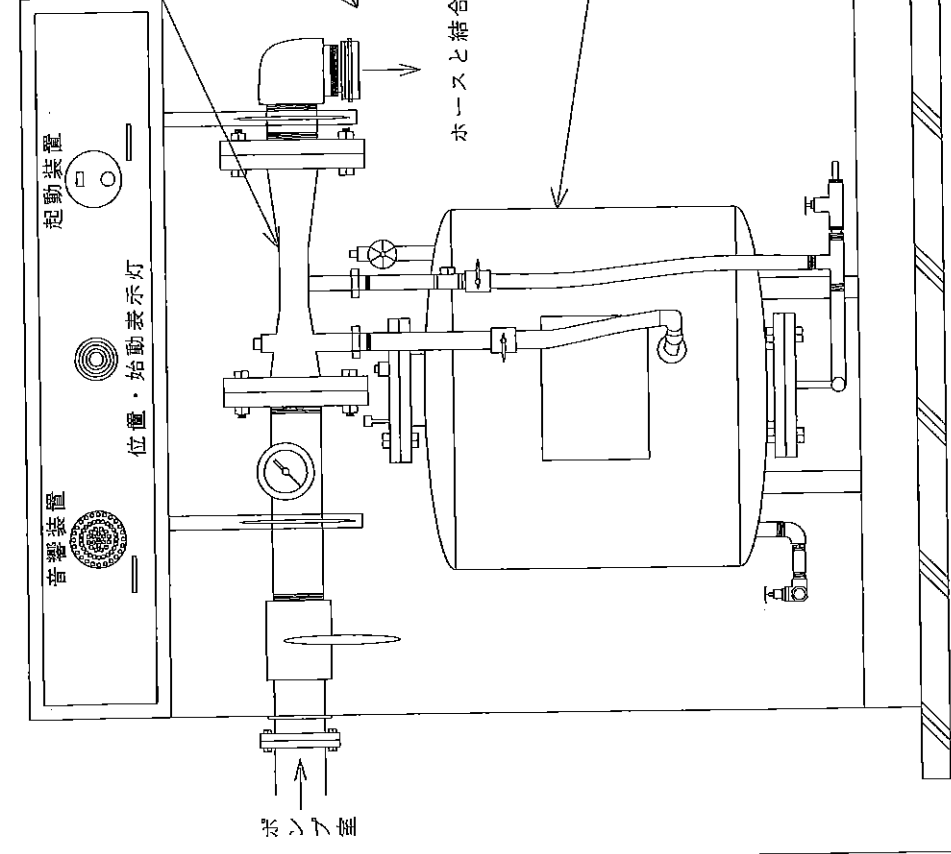


工事關係者以外不許擅便

本工事に承る箇面等の管理に万全を期さなければならぬ
 密約書を提出し、誓約書に基づき當該図
 貨物に與つた當該圖

は発泡試験を実施する。

役務件名	泡消火設備総合点検		
種 別	格納庫平面図		
縮 尺			図面番号
			5/15
新 潟 分 屯 基 地			



西側

東側

工事関係者以外不許複製
 工事完成後要返却
 本工事に係る図面等の貸与にあたっては
 誓約書を提出し、誓約書に基づき当該図
 面等の管理に万全を期さなければならない

役務名称	泡沫火設備総合点検		
種別	格納庫移動式泡沫火栓		
縮尺		図面番号	7/15
新	潟	分	屯 基 地

泡放射用器具格納箱（非内蔵）

移動式泡消火栓

ホース 65mm×20m×2本

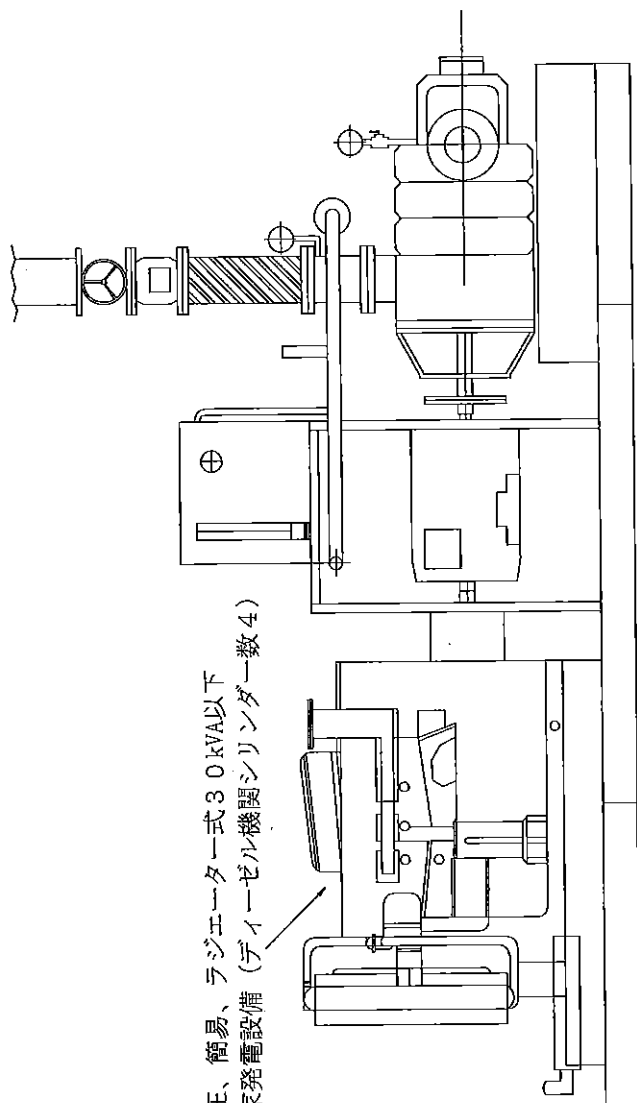
配管

移動式泡消火栓×4箇所

工事関係者以外不許可
工事関係者以外不許可

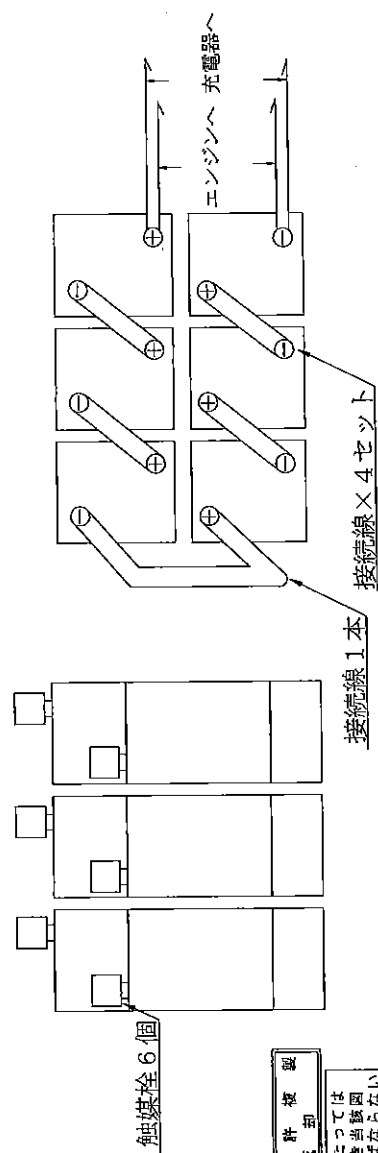
本工事に係る図面等の写しにあたっては、
図面等の提出し、契約書に基づき当該図面等の管理に万全を期さなければならない

役務件名	泡消火設備総合点検		
種別	第2POL移動式泡消火栓		
縮尺		図面番号	10/15
新潟分屯基地			



低圧、簡易、ラジエーター式30kVA以下
自家発電設備（ディーゼル機関シリンダー数4）

直流電源設備（ベント型鉛蓄電池セル数6）

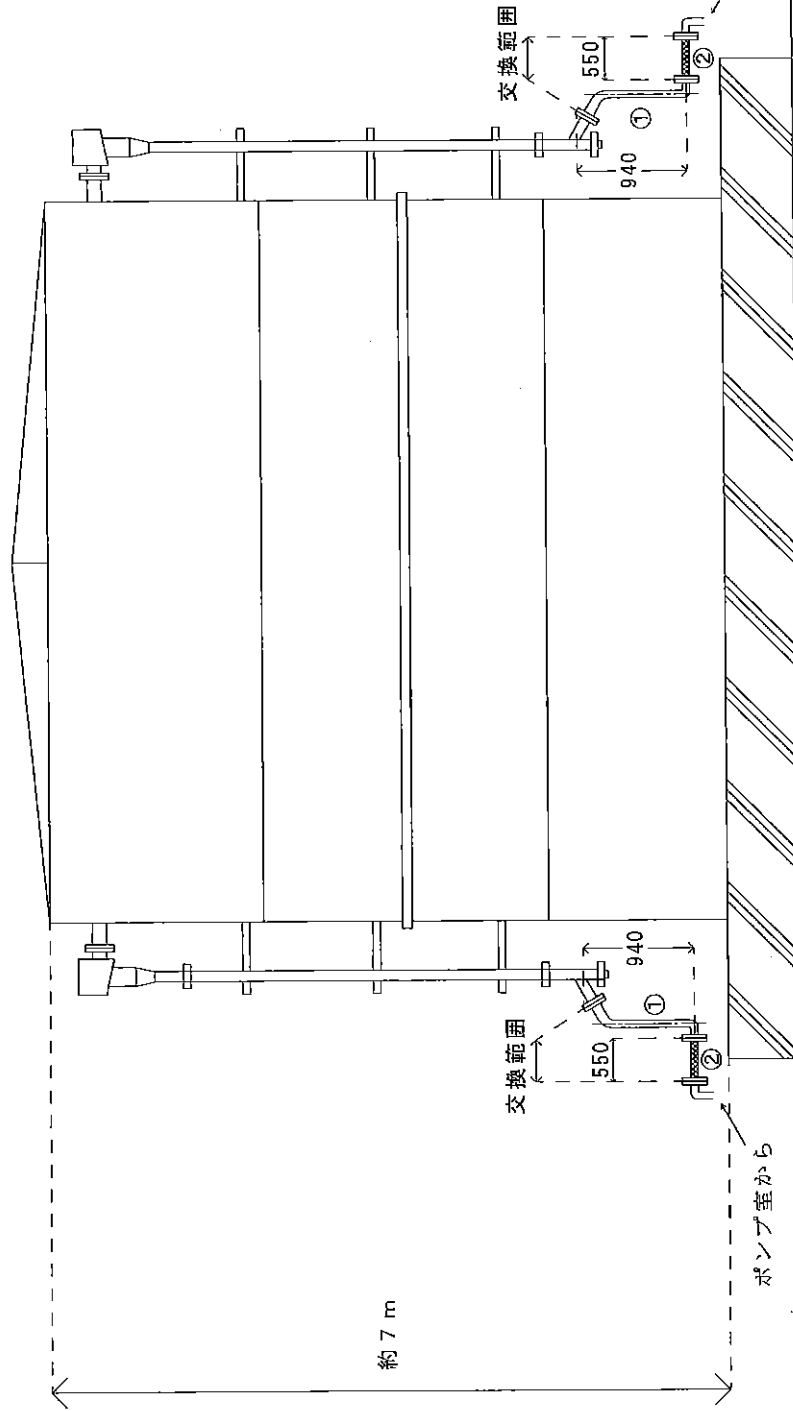


工事関係者以外不許複製

本工事に係る図面等の貸与にあたっては、
契約書に基づき、契約書に定められた
範囲等の管理に万全を期さなければならぬ

役務件名	泡消火設備総合点検		
種別	第2POL非常電源設備		
縮尺		図面番号	11/15
	新潟分屯基地		

燃料タンク

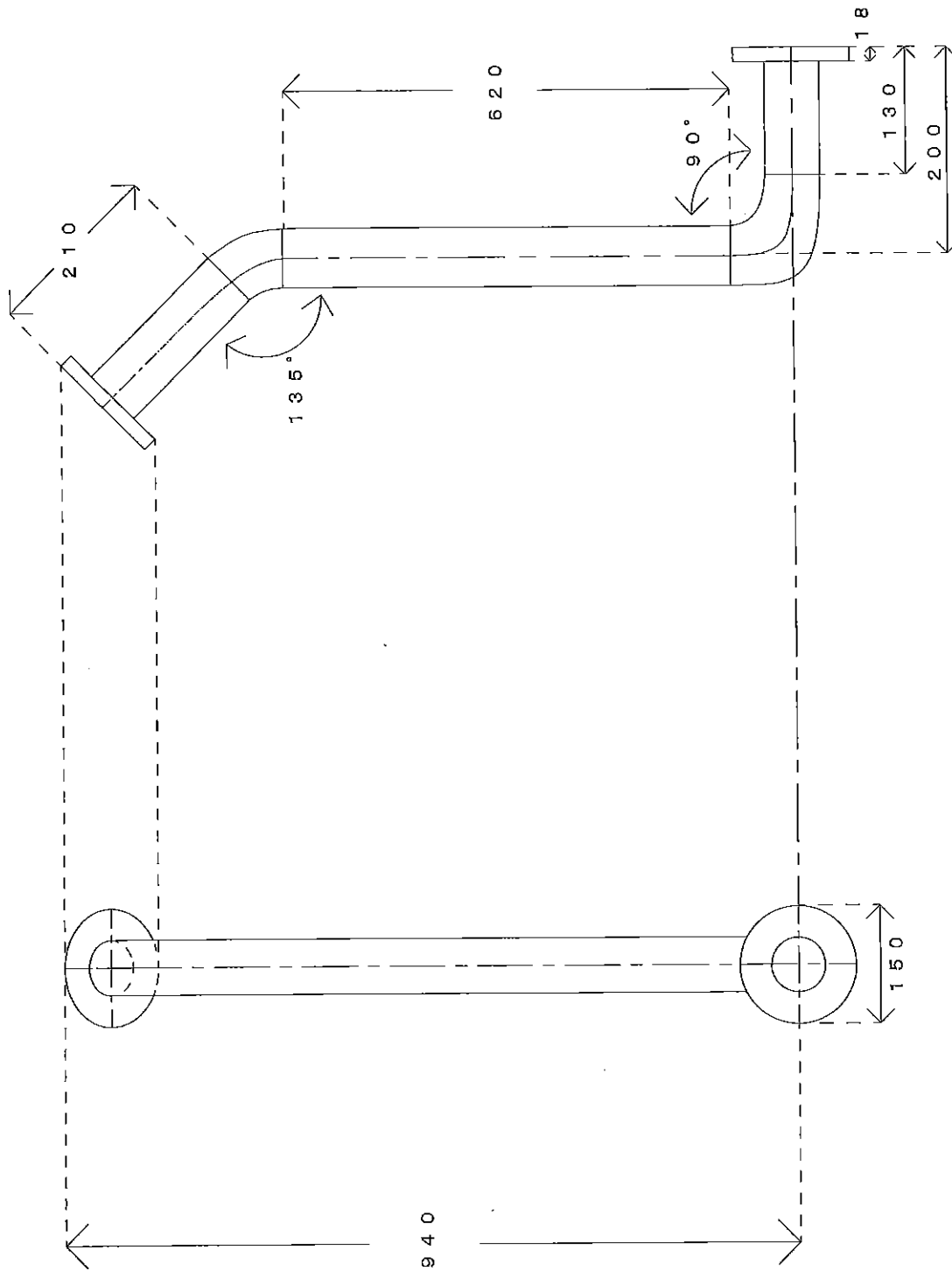


①	図面番号 13/15
②	図面番号 14/15

役務名称	泡消火設備総合点検		
種別	第2POL固定式泡消火設備		
縮尺		図面番号	12/15
新 潟 分 屯 基 地			

工 事 関 係 者 以 外 不 許 複 製
工 事 完 成 後 要 返 却

本工事に係る図面等の貸与にあたっては
誓約書を提出し、誓約書に基づき当該図
面等の管理に万全を期さなければならぬ



仕様

配管：SGP、50A

フランジ：10K、50A、SS400

工事関係者以外不許複製
工事完成後要返却

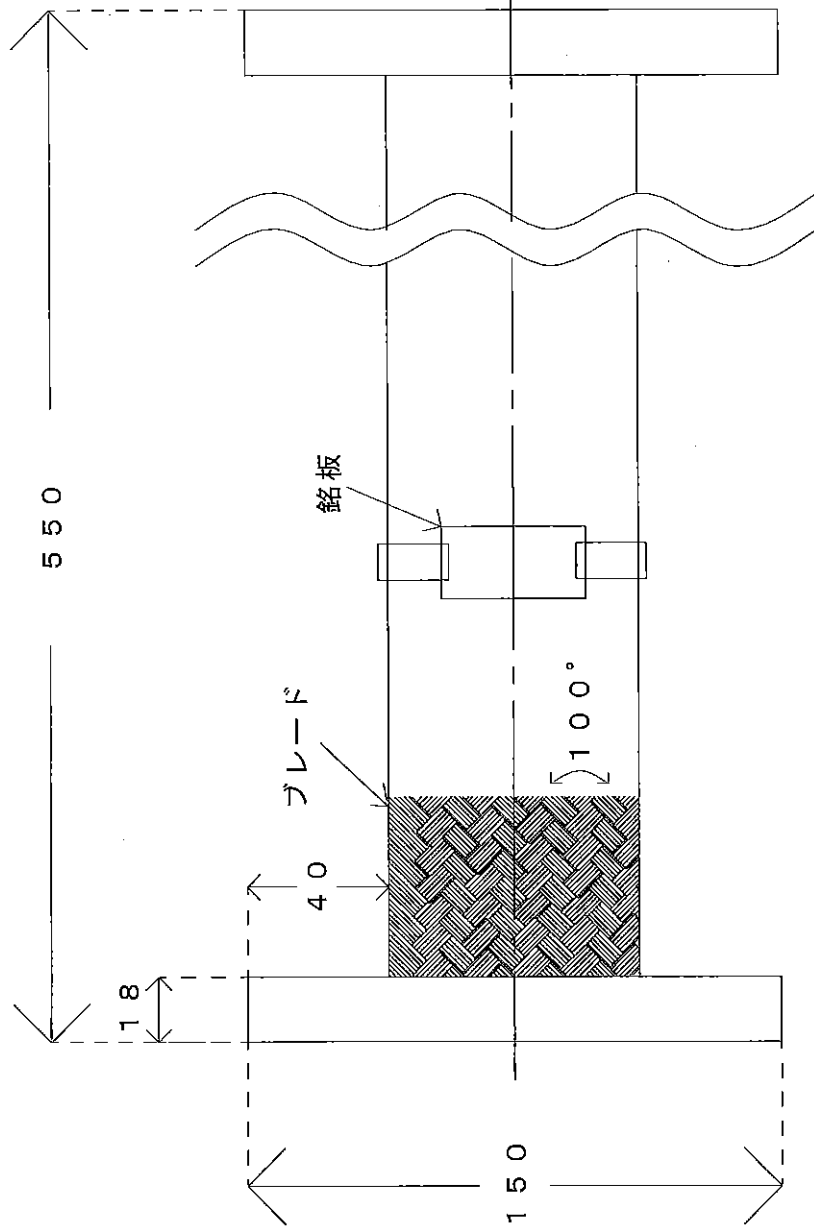
本工事に係る図面等の貸与にあたっては
誓約書に基づき当該図
面等の管理に万全を期さなければならない

役務名称 泡消火設備総合点検

種別 既設部品
(配管)

縮尺 図面番号 13/15

新 潟 県 分 屯 基 地



仕様

メーカー：大同株式会社

認定番号：PF-080号

型式記号：DTK-63081

最大常用圧力：1.4MPa

口径：50A

備考：消防庁技術基準に適合した認定品

工事関係者以外不許可複製

本工事に係る図面等の貸与にあたっては、管約書を提出し、管約書に基づき当該図面等の管理に万全を期さなければならない

役務名称	泡消火設備総合点検		
種別	既設部品 (加圧送水装置用可撓管継手)		
縮尺		図面番号	14/15
新潟 潟 分 屯 基 地			

移動式泡消火栓へ

③水温上昇防止用逃し配管

①呼水槽

②制御盤

④スルース弁

⑤フレキシブルパイプ

⑥逆止弁

ピンホール位置

⑦圧力計

⑧連成計

継手

⑩流量試験用配管

⑨デジタルフロロメータ

←410→ ←560→
(交換範囲)

凡 例

エバラMSFU型消火ポンプユニット

NO

名 称

①

呼水槽

②

制御盤

③

水温上昇防止用逃し配管

④

逆止弁

⑤

フレキシブルパイプ

⑥

逆止弁

⑦

圧力計

⑧

連成計

⑨

デジタルフロロメータ

⑩

流量試験用配管 (交換箇所)

SGP : (50A × 560)

工 事 関 係 者 以 外 不 許 複 製
工 事 完 成 後 要 返 却

本工事に係る図面等の貸与に当たっては
誓約書を提出し、誓約書に基づき当該図
面等の管理に万全を期さなければならぬ

名称 泡消火設備総合点検

種別 新築既設既設泡消火栓ポンプ及び交換配管範囲

縮尺 図面番号 15/15

新 潟 分 屯 基 地